大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更

(奈良市決定)

都市計画東登美ヶ丘六丁目地区計画を次のように変更する。(平成26年12月10日変更)

名称	東登美ヶ丘六丁目地区計画				
位 置	奈良市東登美ヶ丘六丁目及び押熊町の一部				
面積	約 10.5 ha				
区域の 整備・ 開発及 び保全	地区計画の 目標	本地区は、市の北西部に位置し、昭和50年代に民間の住宅地開発事業により計画的に開発され、戸建て住宅を主体としたゆとりのある街並みが形成されている。 本地区計画は、閑静で落ち着いた住環境の維持、保全を図り、緑香るゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図ることを目標とする。			
に関する方針	土地利用の	建築物の用途の混在等の防止を図り、全域を低層戸建住宅地とした良好な居住環境の保全に努める。 また、建築物の敷地の空地には、積極的な緑化を図り緑豊かな街並みを形成する。			
	地区施設の 整備の方針	地区内には区画道路、公園及び緑地が既に配置されているので、これらの地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。			
	建築物等の 整備の方針	低層戸建住宅を主体とした良好な環境を維持・保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定める。			
地区整備計画建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ただし、この地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地 並びに建築中の建築物又はその敷地において増築、大規模な修繕若 しくは大規模な模様替がなされる場合は、この限りでない。 (1)住宅(長屋住宅、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。) (2)近隣に居住する者の利用に供する集会所 (3)巡査派出所 (4)近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所 及び休憩所 (5)路線バスの停留所の上家			

(6) 前各号の建築物に附属するもの(次のアからエまでに掲げる 建 建築物の用 地 築 区 途の制限 ものを除く。) 棃 物 ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内 にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の 備 等 計 築造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である場合に に 関 は、その値を減じた値)を加えた値が600平方メートル(同 画 す 一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除 く。)の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合におい る 事 ては、当該延べ面積の合計)を超えるもの イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの 項 ウ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 エ 別表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのな い場合にあってはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽 により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、 第三石油類及び第四石油類を除く。)の貯蔵又は処理に供す る建築物 建築物の敷 200平方メートル ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りで 地面積の最 低限度 ない。 (1)巡査派出所 (2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所 又は休憩所 (3)路線バスの停留所の上家 建築物の高 軒の高さは地盤面からフメートル以下、かつ、地階を除く階数は さの最高限 2以下とする。 ただし、この地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築 度 中の建築物で、軒の高さがフメートルを超えるものの増築、改築、 大規模な修繕若しくは大規模な模様替については、当該現に存する 建築物又は建築中の建築物の軒の高さを超えない限り、軒の高さの 制限は適用しない。

区域は、計画図表示のとおり

別 <u>表</u>						
		危 険	物	数量		
火薬類取	火薬			20キログラム		
締法	爆薬					
(昭和25	工業雷管、電気雷管及び信号雷管					
年法律第	銃用雷管			30.000個		
149号)	実包及び	-		2,000個		
に定める	信管及7			, , , ,		
火薬類	導爆線	771				
(玩具煙	導火線			1キロメートル		
火を除	電気導力	と線				
()		章、信号火箭及	う 7. i 煙 火	25キログラム		
, ,			<u>× 0 任八</u> 薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量		
				に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの		
				限度による。		
マッチ				15マッチトン		
圧縮ガス				350 立方メートル		
液化ガス				3 . 5トン		
可燃性ガス	ζ			35 立方メートル		
消防法	第一類		第一種酸化性固体	50キログラム		
(昭和23			第二種酸化性固体	300キログラム		
年法律第			第三種酸化性固体	1,000キログラム		
186号)	第二類	硫化りん		100キログラム		
第2条第		赤りん		100キログラム		
7項に規		硫黄		100キログラム		
定する危			第一種可燃性固体	100キログラム		
険物		鉄粉		500キログラム		
			第二種可燃性固体	500キログラム		
		引火性固体		1,000キログラム		
	第三類	カリウム		10キログラム		
		ナトリウム		10キログラム		
		アルキルアルミニウム		10キログラム		
		アルキルリチウム		10キログラム		
			第一種自然発火性物	10キログラム		
			質及び禁水性物質			
		黄りん		20キログラム		
			第二種自然発火性物	50キログラム		
			質及び禁水性物質			
			第三種自然発火性物	300キログラム		
		44.54.51.41	質及び禁水性物質			
	第四類			50リットル		
		第一石油類	非水溶性液体	1,000リットル		
		74-4"	水溶性液体	2, 000リットル		
		アルコール類	# J. 冷华 * 生	400リットル		
		第二石油類	非水溶性液体	5,000リットル		
		公一	水溶性液体	10,000リットル		
		第三石油類	非水溶性液体	10,000リットル		
		笠田 万油 箬	水溶性液体	20,000リットル		
		第四石油類		30,000リットル		
	第五類	動植物油類	第二番白コロウ料料	10,000リットル		
	弗 ユ 頬		│第一種自己反応性物 │質	10キログラム		
			第二種自己反応性物	100キログラム		
	AL 1		質			
	第六類	(+ 1) -		300+ログラム		

- 1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。
- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第 306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性 質欄に掲げる性状による区分とする。
- 4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

